

鯖板管理人さま 本当にへんなものからまれて  
ご心労お察し申し上げます。

- ▶ [ブログw内 爺鯖ネ実連動板\[26\]6/29](#)
- ▶ [爺鯖板](#)
- ▶ [用語解説](#)
  - ▶ [個人情報](#)
    - ▶ [個人情報のセンシティブ条項](#)
  - ▶ [プライバシー権](#)
  - ▶ [誹謗中傷について](#)
- ▶ [利用規約第4条](#)
- ▶ [爺鯖ネ実連動板\[14\]](#)

## ブログw内 爺鯖ネ実連動板[26]6/29

<http://megaview.jp/topic.php?&v=788330&vs=0&t=17755837&ts=0&m=n&lmx=26>

[26] 管理者@MV4INd773lw02

06/29 18:00

爺鯖板 3 度目の削除要請です。最低でもリアルネームの部分の削除に応じなければ予告通り次の段階に進ませて頂きます。尚、リアルネームの記載が再度あった場合は 4 度目も有得ます。

:W21T

[削除]

## 爺鯖板

<http://jbbs.livedoor.jp/bbs/read.cgi/game/18570/1183105639/>

6 : 管理人 : 2007/06/29(金) 18:02:09 ID:???

あぁちなみに内容は、

個人情報の記載及び誹謗中傷あるいは名誉毀損での削除依頼

ですって。

連動してるほどこの住人に見られてる事を自覚しながら公開した情報を、  
どの面下げて「個人情報だから削除されるべき！」と....

## 用語解説

## 個人情報

個人情報とプライバシーを混同している模様

その二つはまったく違うもの

参考)[個人情報とプライバシー](#)

個人情報保護法は

この案件においては「(株)ライブドア」のみが対象。

個人名单体では個人情報のセンシティブ条項 (\*1) に含まれない。

## 個人情報のセンシティブ条項

1. 思想及び信条に関する事項
2. 医療に関する事項
3. 福祉に関する事項
4. 犯罪の経歴に関する事項
5. 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地

のいずれかを含む個人情報を指す。

## プライバシー権

自分のWEBサイト上で個人名を自ら公開している ので  
個人名 + その他の情報から個人を特定され  
干渉を受けて日常生活に支障をきたすようになった場合  
私事権にもとずいて削除要求が可能となります。

## 誹謗中傷について

参考)[誹謗中傷](#)

## 利用規約第4条

爺鯖ネ実連動板の 6/19付け[14]によると  
削除要請の根拠は 利用規約第4条とのことですので  
<http://rentalbbs.livedoor.com/jbbs/docs/rule.html>より  
転載しておきます。

< 転載 >

第4条（禁止行為）

利用者は本サービス上で以下の行為をしないものとします。

- 1) 猥褻情報の登録等、その他公序良俗に反する行為
- 2) 弊社が別途定めたカテゴリー以外でのアダルト情報の登録
- 3) 犯罪的行為に結びつく又は結びつくおそれのある行為
- 4) 著作権・知的財産権を侵害する行為
- 5) 財産、プライバシーを侵害する行為
- 6) 日本国内、及びサーバー設置国の法律に違反し又は違反するおそれのある行為
- 7) 誹謗中傷する行為
- 8) 公職選挙法に抵触する行為
- 9) 弊社のシステム資源を第三者に提供する行為
- 10) 弊社のシステムに支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為
- 11) 弊社のシステムに過大な負荷を生じさせ、他の利用者の利用に支障を生じさせる行為
- 12) 弊社が不適切と判断する目的で使用する事
- 13) 本規約に違反する行為

< 転載終了 >

さてと、どれが あてはまるんだろう・・・

## 爺鯖ネ実連動板[14]

[14] 管理者@MV4INd773lw02 06/19 08:13

実名書込みについて書込みある都度に対応を行います。実名書込みは住所特定など危険伴うため個人運営サイトに記載されている氏名は書いてはいけません。(たとえ法人でも個人情報流す行為はしてはいけない)掲示板管理者は氏名書込みは掲示板運営の常識として削除しなければなりません。削除をしないということは管理責任放棄しているということです。掲示板を借りるにはレンタル元の利用規約を厳守しなければならず、爺鯖板はしたらば利用規約の第4条について規約を違反しているのが目立ちます。ただ、プロバイダ責任制限法の義務があるレンタル掲示板ですと、管理者の自己責任となってしまうレンタル元からの対応は出来なくなりますが、プロバイダ責任制限法に基づき、管理者が送信防止処置に応じない場合は別の手段として名誉毀損などの訴えには有効になります。